

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）	1
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）（附則第四条関係）	119

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">（公示送達の方法）</p> <p>第一条の八 法第二十条の二第二項に規定する総務省令で定める方法は、地方団体の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（地方団体の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 地方団体の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十一条の十において同じ。）を使用するもの</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（政令第七条の三の二第九項の総務省令で定める特殊の関係）</p> <p>第一条の九の九 略</p>	<p style="text-align: center;">（公示送達の方法）</p> <p>第一条の八</p> <p>① 略</p> <p style="text-align: center;">（政令第七条の三の二第九項の総務省令で定める特殊の関係）</p> <p>第一条の九の九 略</p>

2 略

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この号及び次号において同じ。）である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 略

4 略

（退職所得申告書の提出方法）

第二条の四 略

2 退職手当等の支払者が退職手当等の支払を受ける者から退職所得申告書を受領した場合には、当該退職所得申告書（法第五十条の七第三項及び第三百二十八条の七第三項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該退職所得申告書に記載すべき事項を含む。次条第六項において同じ。）を、法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の

2 略

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等

である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 略

4 略

（退職所得申告書の提出方法）

第二条の四 略

2 退職手当等の支払者が退職手当等の支払を受ける者から退職所得申告書を受領した場合には、当該退職所得申告書（法第五十条の七第三項及び第三百二十八条の七第三項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該退職所得申告書に記載すべき事項を含む。次条第六項において同じ。）を、法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の

七第一項に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるとの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該退職所得申告書に係るこれらの規定による提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年（当該退職手当等が所得税法施行令第七十二条第三項第七号に掲げる一時金に該当する場合には、十年）を経過する日後においては、この限りでない。

（特別徴収票）

第二条の五の三 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける者の各人別に、第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式による特別徴収票を作成し、第五号の十四様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在地の市町村長に提出し、第五号の十四の二様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。

2 略

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認め

七第一項に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるとの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該退職所得申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年

（特別徴収票）

第二条の五の三 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける者の各人別に、第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式による特別徴収票を作成し、第五号の十四様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在地の市町村長に提出し、第五号の十四の二様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、法人（人格のない社団又は財団を含む。）がその役員（相談役、顧問その他これらに類する者を含む。）に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については、特別徴収票は、市町村長に提出することを要しない。

2 略

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認め

る場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
略	
(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法）	第六号の二様式
第八十九条（同法第百四十五条の十三）において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書）	
略	
(五) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第九条の七第二十七項並びに第九条の七の二第五項及び第六項の書類）	第七号の二様式
略	

2及び3 略

（政令第九条の六の二第一項の割合等）

第三条の二 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項、第九条の七第四項及び第二十六項並びに第九条の七の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。）に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、

る場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
略	
(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十九条（同法第百四十五条の五）において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書）	第六号の二様式
略	
(五) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第九条の七第二十九項並びに第九条の七の二第四項及び第五項の書類）	第七号の二様式
略	

2及び3 略

（政令第九条の六の二第一項の割合等）

第三条の二 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項、第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。）に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、

当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第九條の六の二第一項、第九條の六の三第一項、第九條の七第四項及び第二十六項並びに第九條の七の二第三項の關係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該關係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九條の六の二第一項、第九條の六の三第一項、第九條の七第四項及び第二十六項並びに第九條の七の二第三項の關係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九條の七第十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九條の七第六項の規定の適用を受けようとする内国法人（同條第二項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同條第六項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九條の七第六項に規定する適格分割等をいう。

当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第九條の六の二第一項、第九條の六の三第一項、第九條の七第六項及び第二十八項並びに第九條の七の二第二項の關係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該關係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九條の六の二第一項、第九條の六の三第一項、第九條の七第六項及び第二十八項並びに第九條の七の二第二項の關係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九條の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九條の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人（同條第二項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同條第八項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九條の七第八項に規定する適格分割等をいう。

以下この条において同じ。)に係る分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。)及び法人番号並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第九條の七第六項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同條第八項各号に定める事業年度の同條第二項に規定する控除限度超過額(以下この条において「控除限度超過額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九條の七第六項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同條第八項各号に定める事業年度の同條第五項に規定する道府県民税の控除余裕額(以下この条及び第十條の二の六において「道府県民税の控除余裕額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第九條の七第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九條の七第十八項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同條第十七項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の道府県に

以下この条において同じ。)に係る分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。)及び法人番号並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第九條の七第八項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同條第十項各号に定める事業年度の同條第二項に規定する控除限度超過額(以下この条において「控除限度超過額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九條の七第八項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同條第十項各号に定める事業年度の同條第七項に規定する道府県民税の控除余裕額(以下この条及び第十條の二の六において「道府県民税の控除余裕額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第九條の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九條の七第二十項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同條第十九項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の道府県に

において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第九条の七第十八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十項各号に定める事業年度の同条第十七項に規定する控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

4 前項の規定は、政令第九条の七の二第二項において準用する政令第九条の七第二十三項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第二項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第二項において準用する政令」と、「控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

5 政令第九条の七第二十七項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第九条の七第二十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十二項各号に定める事業年度の同条第十九項に規定する控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

4 前項の規定は、政令第九条の七の二第一項において準用する政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第一項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第一項において準用する政令」と、「控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

5 政令第九条の七第二十九項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第九条の七第二項又は第五項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（以下この条及び第十条の二の六において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第五項に規定する市町村民税の控除余裕額（以下この条及び第十条の二の六において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「国税の控除限度額」という。）、政令第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「道府県民税の控除限度額」という。）及び政令第九条の七第五項に規定する市町村民税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第九条の七第十七項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

6 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 略

7 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第二項において準用する政令第九条の七第十七項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未

一 政令第九条の七第二項又は第七項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（以下この条及び第十条の二の六において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余裕額（以下この条及び第十条の二の六において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「国税の控除限度額」という。）、政令第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「道府県民税の控除限度額」という。）及び政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第九条の七第十九項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

6 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 略

7 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第九条の七第十九項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未

済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十二項の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額とする。

一及び二 略

8 政令第九条の七の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜三 略

9 政令第九条の七の二第六項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一及び二 略

(政令第十条第九項の総務省令で定める特殊の関係)

第三条の十三の三 略

2 略

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合)をいう。

一 前項の他方の法人の株主等(法第七十二条の四十三第四項第三号に

規定する株主等をいう。以下この号及び次号において同じ。)である

法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株

済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十二項の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額とする。

一及び二 略

8 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜三 略

9 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一及び二 略

(政令第十条第九項の総務省令で定める特殊の関係)

第三条の十三の三 略

2 略

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合)をいう。

一 前項の他方の法人の株主等

である

法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株

式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 略

4 略

（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める経済構造統計等）

第七条の二の九 略

2 法第七十二条の百十四第四項に規定する経済構造統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、前項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「I二 小売商品計」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と同項第二号に規定する統計表の表頭「売上（収入）金額」の表側「I二 小売業」のうち「一 個人」の欄の額の合計額から、同項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と、同項第三号に規定する統計表の表頭「商品販売形態別」のうち「三 通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「I二 小売業計」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「四 インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「I二 小売業計」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「五 自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「I二 小売業計」の欄の額の合計額と、前項に規定する経済センサス活動調査の結果に基づき、商業統計調査規

式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 略

4 略

（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める経済構造統計等）

第七条の二の九 略

2 法第七十二条の百十四第四項に規定する経済構造統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、前項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「I二 小売商品計」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と同項第二号に規定する統計表の表頭「売上（収入）金額」の表側「I二 小売業」のうち「一 個人」の欄の額の合計額から、同項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と、同項第三号に規定する統計表の表頭「商品販売形態別」のうち「三 通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「I二 小売業計」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「四 インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「I二 小売業計」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「五 自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「I二 小売業計」の欄の額の合計額と、前項に規定する経済センサス活動調査の結果に基づき、商業統計調査規

則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）により平成二十六年七月一日現在において行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の

則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）により平成二十六年七月一日現在において行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の

表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額に相当する額として総務大臣が定める額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及び次条第二項第一号において同じ。）を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の

表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額に相当する額として総務大臣が定める額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の

額に、当該区域の従業者数（経済センサス活動調査規則により調査した令和三年六月一日現在における従業者数の確定数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

（政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等）

第七条の三の四 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に掲げる事業を営業者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、乳児等通園支援事業及び児童の福祉の増進について相談に应ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを営業者とする事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事

額に、当該区域の従業者数（経済センサス活動調査規則により調査した令和三年六月一日現在における従業者数の確定数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二号）において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

（政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等）

第七条の三の四 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に掲げる事業を営業者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、乳児等通園支援事業及び児童の福祉の増進について相談に应ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを営業者とする事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事

業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を經營する者又はこれらの事業を經營することが確實であると見込まれる者とする。

2及び3 略

(法第四百四十四条の七第一項第三号の基準)

第八条の三十一 法第四百四十四条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 その行う事業によつてその組合員又は会員のために奉仕することを目的とする全国を地区とする組合である場合にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 主として法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油(第

八条の三十二から第八条の三十九までにおいて「免税軽油」という

。)を取り扱う石油製品の販売業者と継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結し、専ら当該販売業者に対し軽油を販売するものであること。

ロ 略

2と4 略

(政令第四十三条の十五第一項の総務省令で定める事項等)

第八条の三十八 政令第四十三条の十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を經營する者又はこれらの事業を經營することが確實であると見込まれる者とする。

2及び3 略

(法第四百四十四条の七第一項第三号の基準)

第八条の三十一 法第四百四十四条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 その行う事業によつてその組合員又は会員のために奉仕することを目的とする全国を地区とする組合である場合にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 主として免税軽油

を取り扱う石油製品の販売業者と継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結し、専ら当該販売業者に対し軽油を販売するものであること。

ロ 略

2と4 略

(政令第四十三条の十五第一項の総務省令で定める事項等)

第八条の三十八 政令第四十三条の十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて法第百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証（以下この条及び次条において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

二 略

（法第百四十四条の三十二第一項の総務省令で定める事項）

第八条の四十一 法第百四十四条の三十二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合 次に掲げる事項

イ 略

二 製造に使用する法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油

（以下この条から第八条の四十八までにおいて「炭化水素油」という。）その他の原材料の性状及び数量

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証

の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

二 略

（法第百四十四条の三十二第一項の総務省令で定める事項）

第八条の四十一 法第百四十四条の三十二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合 次に掲げる事項

イ 略

二 製造に使用する炭化水素油

その他の原材料の性状及び数量

ホクヌ 略

二及び三 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十條 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るものを除く。）によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
略	略
(六) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九条（同法第四百四十五条の十三）において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の市町村民税の申告書	第二十号の二様式
略	略
(九) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第四十八条の十三第二十八項並びに第四十八条の十三の二第五項及び第六項	第二十号の四様式

ホクヌ 略

二及び三 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十條 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るものを除く。）によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
略	略
(六) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九条（同法第四百四十五条の五）において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の市町村民税の申告書	第二十号の二様式
略	略
(九) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の二第四項及び第五項	第二十号の四様式

2 22	略	の書類)
略		

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十條の二 法第七百三十四條第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一條の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があるとき認められる場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(五)	外国の法人税等の額の控除に関する明細	略	申告書等の種類	略	第六号の二様式	略	第七号の二様式及び
		(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書(法人税法第八十九条(同法第四百四十五条の十三において準用する場合を含む。))の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四條第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第三十四項の申告書)					

2 22	略	の書類)
略		

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十條の二 法第七百三十四條第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一條の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があるとき認められる場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(五)	外国の法人税等の額の控除に関する明細	略	申告書等の種類	略	第六号の二様式	略	第七号の二様式及び
		(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書(法人税法第八十九条(同法第四百四十五条の五)において準用する場合を含む。))の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四條第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第三十四項の申告書)					

書（政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十三第二十八項並びに第四十八条の十三の二第五項及び第六項の書類）	第二十号の四様式別表二
--	-------------

2及び3 略

（政令第四十八条の十二の二第一項の割合等）

第十条の二の六 政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の

三第一項、第四十八条の十三第五項及び第二十七項並びに第四十八条の十三の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。）に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項、第四十八条の十三第五項及び第二十七項並びに第四十八条の十三の二第三項の關係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。）

当該關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する

割合

ロ 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八

書（政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の二第四項及び第五項の書類）	第二十号の四様式別表二
---	-------------

2及び3 略

（政令第四十八条の十二の二第一項の割合等）

第十条の二の六 政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の

三第一項、第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。）に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項、第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項の關係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。）

当該關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する

割合

ロ 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八

条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項、第四十八条の十三第五項及び第二十七項並びに第四十八条の十三の二第三項の關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第四十八条の十三第十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第七項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第七項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第四十八条の十三第七項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第四十八条の十三第七項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第九項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（以下この条にお

条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項、第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項の關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第四十八条の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第九項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第四十八条の十三第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（以下この条にお

て「控除限度超過額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の十三第七項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第九項各号に定める事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第四十八条の十三第二十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第十九項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同条第十八項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地)及び法人番号並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第四十八条の十三第十九項(同項第二号に係る部分に限る。)(一)の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十一項各号に定める事業年度の同条第十八項に規定する控除未済外国法人税等額(第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

4 前項の規定は、政令第四十八条の十三の二第二項において準用する政

て「控除限度超過額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の十三第九項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地)及び法人番号並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第四十八条の十三第二十一項(同項第二号に係る部分に限る。)(一)の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額(第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

4 前項の規定は、政令第四十八条の十三の二第一項において準用する政

令第四十八条の十三第二十四項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第四十八条の十三の二第二項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第四十八条の十三の二第二項において準用する政令」と、「控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

5 政令第四十八条の十三第二十八項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

- 一 政令第四十八条の十三第二項又は第六項 控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額
- 二 政令第四十八条の十三第十八項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

6 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める書類は

令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第四十八条の十三の二第一項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第四十八条の十三の二第一項において準用する政令」と、「控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

5 政令第四十八条の十三第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

- 一 政令第四十八条の十三第二項又は第八項 控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額
- 二 政令第四十八条の十三第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

6 政令第四十八条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める書類は

、次に掲げる書類とする。

一 三 略

7 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第二項において準用する政令第四十八条の十三第十八項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十二項の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額とする。

一 及び二 略

8 政令第四十八条の十三の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 略

9 政令第四十八条の十三の二第六項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 及び二 略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2 三 10 略

11 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、児童育成支援拠点事業及び乳児等通園支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、

、次に掲げる書類とする。

一 三 略

7 政令第四十八条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第四十八条の十三第二十項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十二項の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額とする。

一 及び二 略

8 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 略

9 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 及び二 略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2 三 10 略

11 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業及び児童育成支援拠点事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、

居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

12
16 略

(法第三百四十九条の三第四項の船舶)

第十一条の二 法第三百四十九条の三第四項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

- 一 次に掲げる船舶（以下この項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。）であつて、当該年度の初日の属する年の前年（以下この項において「前年」という。）中の外航就航日数の全就航日数に対する割合（以下この項において「外航就航率」という。）が二分の一を超えるもの
- イ及びロ 略

ハ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第十九条の七第一項又は第二十二条第一項の規定による登録を受けて旅客を輸送する船舶であつて総トン数五百トン以上五百トン未満のもの

二及び三 略

四 前年中に建造された総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げるもの

イハ 略

ニ 総トン数百トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として海上運送法第十九条の七第一項又は第二十二条第一項の規定による登録を受けて旅客を輸送していると認められるもの

居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

12
16 略

(法第三百四十九条の三第四項の船舶)

第十一条の二 法第三百四十九条の三第四項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

- 一 次に掲げる船舶（以下この項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。）であつて、当該年度の初日の属する年の前年（以下この項において「前年」という。）中の外航就航日数の全就航日数に対する割合（以下この項において「外航就航率」という。）が二分の一を超えるもの
- イ及びロ 略

ハ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第十九条の四第二項又は第二十条第一項の規定による届出をして旅客を輸送する船舶であつて総トン数百トン以上五百トン未満のもの

二及び三 略

四 前年中に建造された総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げるもの

イハ 略

ニ 総トン数百トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として海上運送法第十九条の四第二項又は第二十条第一項の規定による届出をして旅客を輸送していると認められるもの

2 略

(法第四百六十三條の十五第一項第一号ホに規定する総務省令で定める
原動機付自転車)

第十五條の十五 法第四百六十三條の十五第一項第一号ホに規定する総務
省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転
車とする。

一 三 略

(特定書面等行政機関宛通知及び特定書面等以外行政機関宛通知)

第二十四條の四十 略

2 略

3 行政機関の長(法第七百四十七條の四第一項に規定する行政機関の長
をいう。以下この項において同じ。)は、特定書面等行政機関宛通知(法
第七百四十七條の四第一項に規定する特定書面等行政機関宛通知をい
う。第一号において同じ。)又は特定書面等以外行政機関宛通知(法第
七百四十七條の五第一項に規定する特定書面等以外行政機関宛通知をい
う。第一号において同じ。)を地方税関係系統用電子情報処理組織を使
用し、かつ、機構を経由して行う場合には、情報通信の技術の利用にお
ける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定
める基準に従い、次の各号の順序により、当該各号に定めるところによ
り行うものとする。

一 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長の使用に係る電子計

2 略

(法第四百六十三條の十五第一項第一号ニに規定する総務省令で定める
原動機付自転車)

第十五條の十五 法第四百六十三條の十五第一項第一号ニに規定する総務
省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転
車とする。

一 三 略

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知等)

第二十四條の四十 略

2 略

3 行政機関の長(法第七百四十七條の四第一項に規定する行政機関の長
をいう。以下この項において同じ。)は、特定書面等地方税関係通知(法
第七百四十七條の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をい
う。以下同じ。)又は特定地方税関係通知等(法第
七百四十七條の五第一項に規定する特定地方税関係通知等 をい
う。以下同じ。)を地方税関係系統用電子情報処理組織を使
用し、かつ、機構を経由して行う場合には、次に定める基準に従つて
行うものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めると

算機に備えられたファイルに記録された特定書面等行政機関宛通知又は特定書面等以外行政機関宛通知を行うときに通知すべきこととされている事項（次号及び第三号において「通知事項」という。）を送信すること。

二 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

（特定納税者等宛通知等）

第二十四条の四十二 法第七百四十七条の五の二第一項に規定する総務省令で定める地方税関係通知は、次に掲げる通知（これらに附属する通知を含む。）とする。

- 一 自動車税の種別割に係る法第七十七条の十一第二項の納税通知書
- 二 固定資産税又は都市計画税に係る次に掲げる通知

ころにより行うこと。

イ 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知等 を行うときに通知すべきこととされている事項（ロ及びハにおいて「通知事項」という。）を送信すること。

ロ 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

ハ 当該他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

二 前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

- イ 法第三百六十四条第二項又は第七項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合又は法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の納税通知書
 - ロ 法第三百六十四条第三項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の課税明細書
 - ハ 法第四百七条第一項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の通知
 - 三 軽自動車税の種別割に係る法第四百六十三条の十八第二項の納税通知書
- 2 法第七百四十七条の五の二第一項に規定する特定納税者等宛通知により通知した事項で総務省令で定めるもの及び同種の特定納税者等宛通知により将来において通知する事項で総務省令で定めるもの並びに同条第二項に規定する総務省令で定める事項は、納税者の住所とする。
- 3 地方団体の長は、既通知内容（法第七百四十七条の五の二第一項に規定する既通知内容をいう。以下この項において同じ。）又は通知内容（同条第二項に規定する通知内容をいう。以下この項において同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により同条第一項の申出をした者（以下この項において「申出者」という。）に提供する場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、次の各号の順序により、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 地方団体の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

された申出者又は法第七百四十七条の五の二第一項の申出をすることが見込まれる者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報を、機構の使用に係る電子計算機に備えられた地方団体ファイル（専ら当該地方団体の長の使用の用に供せられるファイルをいう。）に記録すること。

二 申出者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報が、機構の使用に係る電子計算機から当該申出者の使用に係る電子計算機に送信されること。

（財務諸表の電磁的方法による公開の方法）

第三十一条の十 法第七百九十三条第四項の規定による措置は、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置

を使用する方法により行わなければならない。

附則

（法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）

第二条の九 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるもの

（財務諸表の電磁的方法による公開の方法）

第三十一条の十 法第七百九十三条第四項の規定による措置は、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法により行わなければならない。

附則

（法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）

第二条の九 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるもの

に交付するものにあつては賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十二第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

- 2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十五第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。
- 3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法第二十七条の二十九の二第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

- 4 法附則第九条第二十二項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十四第一項及び第四十五条の二十一の十七第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

に交付するものにあつては賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の八第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

- 2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十一第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。
- 3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

- 4 法附則第九条第二十二項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十第一項及び第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

(政令附則第七条第二十四項第二号の施設)

第三条の二の二十二 略

(政令附則第九条の二の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二の二十三 略

(政令附則第九条の三の書類等)

第四条 政令附則第九条の三第三項に規定する総務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（第十二項を除き、以下この条において「農地等」という。）の同法第七十条の四第一項本文に規定する贈与（同項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者にする贈与を除く。以下この項において「贈与」という。）をした者が、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政

(法附則第十一条第十四項の特定公益的施設等)

第三条の二の二十二 法附則第十一条第十四項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

(政令附則第七条第二十四項第二号の施設)

第三条の二の二十三 略

(政令附則第九条の二の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二の二十四 略

(政令附則第十条の書類等)

第四条 政令附則第十条第三項に規定する総務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（第十二項を除き、以下この条において「農地等」という。）の同法第七十条の四第一項本文に規定する贈与（同項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者にする贈与を除く。以下この項において「贈与」という。）をした者が、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政

令第四十三号) 第四十条の六第一項に規定する個人に該当する者である旨及び当該贈与を受けた者が同条第五項に規定する要件に該当する者である旨の当該農地等の所在地を管轄する政令附則第九条の第三十
七項に規定する農業委員会(以下この条において「農業委員会」とい
う。)の証明書

二〇四 略

2 略

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項並びに第二十三条の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項(同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。)及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十九項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項(同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)並びに政令附則第九条の三第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十三項及び第六十四項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項(同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

令第四十三号) 第四十条の六第一項に規定する個人に該当する者である旨及び当該贈与を受けた者が同条第五項に規定する要件に該当する者である旨の当該農地等の所在地を管轄する政令附則第十条第十七項
に規定する農業委員会(以下この条において「農業委員会」とい
う。)の証明書

二〇四 略

2 略

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項並びに第二十三条の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項(同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。)及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十九項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項(同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)並びに政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十三項及び第六十四項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項(同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

- 4 政令附則第九条の三第六項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる事項とする。
- 一及び二 略
- 5 政令附則第九条の三第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 六 略
- 6 政令附則第九条の三第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の六第六十六項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。
- 7 政令附則第九条の三第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 三 略
- 8 政令附則第九条の三第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第二十七項に規定する契約書又は裁決書若しくは和解調書の写しその他の書類で貸付期限が延長されること
が明らかとなるものとする。

- 4 政令附則第十条第六項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる事項とする。
- 一及び二 略
- 5 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 六 略
- 6 政令附則第十条第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の六第六十六項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。
- 7 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 三 略
- 8 政令附則第十条第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第二十七項に規定する契約書又は裁決書若しくは和解調書の写しその他の書類で貸付期限が延長されること
が明らかとなるものとする。

9 政令附則第九條の三第十二項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二條第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十條の四第二十二項の規定の適用を受けたい旨及び同項に規定する営農困難時貸付農地等に係る同項に規定する営農困難時貸付け（第四号において「営農困難時貸付け」という。）に関する事項で次の各号に掲げるものとする。

一 四 略

10 政令附則第九條の三第十四項に定める総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 政令附則第九條の三第十四項に規定する受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）

二 略

11 政令附則第九條の三第十四項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 略

12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第九條の三第十六項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）について、租税特別措置法第七十條の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 三 略

9 政令附則第十條第十二項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二條第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十條の四第二十二項の規定の適用を受けたい旨及び同項に規定する営農困難時貸付農地等に係る同項に規定する営農困難時貸付け（第四号において「営農困難時貸付け」という。）に関する事項で次の各号に掲げるものとする。

一 四 略

10 政令附則第十條第十四項に定める総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 政令附則第十條第十四項に規定する受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）

二 略

11 政令附則第十條第十四項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 略

12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十條第十六項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）について、租税特別措置法第七十條の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 三 略

13 略

14 政令附則第九条の三第十八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 七 略

15 政令附則第九条の三第二十一項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

一 五 略

16 略

（葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法）

第四条の二 法附則第十二条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより直接加熱することは、当該加熱式たばこに係る喫煙用具の熱源を用いて当該葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。次条第一号において同じ。）を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによるものとする。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第四条の三 法附則第十二条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルター（当該フィルターに次に掲げるものが含まれてい

13 略

14 政令附則第十条第十八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 七 略

15 政令附則第十条第二十一項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

一 五 略

16 略

第四条の二から第四条の六まで 削除

る場合には、これらのものを除く。）のほか、次に掲げるもの以外のものとする。

一 葉たばこ

二 加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物
三 前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの

第四条の四から第四条の六まで 削除

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 政令附則第十条の二の二第四項に規定する総務省令で定めるものは、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等とする。

2 政令附則第十条の二の二第七項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）の全ての委託を受けて農作業を行う者とする。

3 政令附則第十条の二の二第七項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

4 政令附則第十条の二の二第九項の表に規定するとび・土工工事業で総務省令で定めるものは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリ

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 政令附則第十条の二の二第三項に規定する総務省令で定めるものは、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等とする。

2 政令附則第十条の二の二第六項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）の全ての委託を受けて農作業を行う者とする。

3 政令附則第十条の二の二第六項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

4 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定するとび・土工工事業で総務省令で定めるものは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリ

ート工事を行うものが営むとび・土工事業とする。

5 政令附則第十条の二の二第九項の表に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とする。

6 政令附則第十条の二の二第九項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるものは、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び新石垣空港とする。

7 政令附則第十条の二の二第九項の表に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業とする。

8 政令附則第十条の二の二第九項の表に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

9 政令附則第十条の二の二第九項の表に規定する堆肥製造業で総務省令で定めるものは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号

ート工事を行うものが営むとび・土工事業とする。

5 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とする。

6 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるものは、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び新石垣空港とする。

7 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業とする。

8 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

9 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する堆肥製造業で総務省令で定めるものは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号

の事業場内で行われるバーク堆肥製造業とする。

10
～
13
略

第四条の八 略

2 政令附則第十条の二の第二十項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六の二様式、第十六号の十七の二様式から第十六号の二十四様式まで及び第十六号の三十様式とする。

3 政令附則第十条の二の第十二項において準用する第四十三条の四の規定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第四条の八の二 法附則第十二条の二の七の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 製造を行う者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 法第四百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証の番号
四 製造を行う場所

五 製造を行う期間の初日及び末日の年月日

2 法附則第十二条の二の七の二第三項の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、製造を行おうとする日の五日前までに第十六号の十六の三様式による届出書に次に掲げる書類を添付して、これを法附則第

の事業場内で行われるバーク堆肥製造業とする。

10
～
13
略

第四条の八 略

2 政令附則第十条の二の第九項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六の二様式、第十六号の十七の二様式から第十六号の二十四様式まで及び第十六号の三十様式とする。

3 政令附則第十条の二の第十一項において準用する第四十三条の四の規定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。

十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第一百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類

二 前号に掲げるもののほか、当該道府県知事が当該届出書に記載された事項についての事実を証する書類として特に必要と認める書類

3| 法附則第十二条の二の七の二第四項の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第十六号の十六の三様式による届出書を、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

4| 法附則第十二条の二の七の二第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 引取りを行った法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油（次号及び第三号において「免税軽油」という。）の数量及び引取りを行った年月日並びに引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

二 各月末日における免税軽油の在庫数量

三 消費又は給油した免税軽油の数量及び消費又は給油の年月日

四 製造を行った年月日

五 製造を行った場所

六 製造に使用した軽油以外の法第四百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油（次号、次項及び第八項において「炭化水素油」という。）の性状及び数量

七 製造した炭化水素油の性状及び数量

5 法附則第十二条の二の七の二第五項の規定により帳簿を記載する場合において、前項第四号から第七号までに掲げる事項を記載することが困難であるときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、鉄道用車両又は軌道用車両の動力源の燃料として消費又は給油した軽油以外の炭化水素油の数量及び消費又は給油の年月日を記載することができる。

6 法附則第十二条の二の七の二第六項の規定による通知は、第一項各号に掲げる事項について行うものとする。

7 法附則第十二条の二の七の二第三項の規定による届出をした特例対象事業者に係る附則第四条の七第十一項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	八 当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に関 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)	八 当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に関 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)
八の二 製造を行つた年		

8

法附則第十二条の二の七の二第七項の規定により読み替えて適用する

法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十七第一項の規定により同項に規定する報告書を提出する場合において、その提出する報告書に、前項において読み替えて準用する第八条の二十九第一項第八号の二から第八号の五までに掲げる事項を記載することが困難なときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、軽油以外の炭化水素油（鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するものに限る。）の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）を記載することができる。

第二項	第十六号の三十様式	第十六号の三十の三様式
		<p>月日</p> <p>八の三 製造を行つた場所</p> <p>八の四 製造に使用した軽油以外の法第四百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油（次号において「炭化水素油」という。）の性状及び数量</p> <p>八の五 製造した炭化水素油の性状及び数量</p>

(法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等)

第四条の十一 略

2～7 略

8| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める技術基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

9| 略

10| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車

(法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等)

第四条の十一 略

2～7 略

8| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において側方衝突警報装置（同項に規定する側方衝突警報装置をいう。次項及び第十二項において同じ。）及び衝突被害軽減制御装置（同条第四項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。第十項及び第十三項において同じ。）を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

9| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する側方衝突警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（次項及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第六十七条の五及び第四百四十五条の五の基準とする。

10| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示 第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

11| 略

12| 法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において側方衝突警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

13| 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車

は、当該自動車に係る自動車検査証において衝突被害軽減制動制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。）を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

11| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

12| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

13| 法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 略

二 法附則第十二条の二の十三第四項の規定の適用を受けようとする場

合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の十三第四項 の規定の適用を

受けようとする旨

ロ 二 略

14| 略

（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）

第六条 略

2 17 略

18| 法附則第十五条第二項第六号に規定する総務省令で定める廃棄物処理施設は、焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附

は、当該自動車に係る自動車検査証において衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

14| 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

15| 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

16| 法附則第十二条の二の十三第七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 略

二 法附則第十二条の二の十三第四項から第六項までの規定の適用を受

けようとする場合 次に掲げる事項（同条第四項及び第五項に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の十三第四項から第六項までの規定の適用を

受けようとする旨

ロ 二 略

17| 略

（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）

第六条 略

2 17 略

属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）とする。

19|
25| 略

26| 法附則第十五条第七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、クリーンエネルギー自動車普及促進充電・充てんインフラ等導入促進事業費に係る補助とする。

27|
33| 略

34| 政令附則第十一条第十五項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 略

二 法附則第十五条第十二項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両

イ 代替車両又は非代替車両であつて、改良により新たに次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件）のいずれにも該当することとなつたもの

(1)及び(2) 略

18|
24| 略

25| 法附則第十五条第七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。

26|
32| 略

33| 政令附則第十一条第十五項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 略

二 法附則第十五条第十二項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両

イ 代替車両又は非代替車両であつて、改良により新たに次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件）のいずれにも該当することとなつたもの

(1)及び(2) 略

(3) 当該代替車両又は当該非代替車両が有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものであること。

(4) 当該代替車両又は当該非代替車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

ロ 既に事業の用に供されていた車両を改良して当該事業の用に供するものうち、当該改良により新たに次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する車両にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件）のいずれにも該当することとなつたもの（イに掲げる車両を除く。）

(1)及び(2) 略

(3) 当該車両が有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものであること。

(4) 当該車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

35| 法附則第十五条第十二項第一号に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

36|
37|
38|
39|
40|
41|
42|
43|
44|
45|
46|
47|
48|
49|
50|
51|
52|
53|
54|
55|
56|
57|
58|
59|
60|
61|
62|
63|
64|
65|
66|
67|
68|
69|
70|
71|
72|
73|
74|
75|
76|
77|
78|
79|
80|
81|
82|
83|
84|
85|
86|
87|
88|
89|
90|
91|
92|
93|
94|
95|
96|
97|
98|
99|
100|

42| 法附則第十五条第十八項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。次項並びに第四十六項第一号及び第

ロ 既に事業の用に供されていた車両を改良して当該事業の用に供するものうち、当該改良により新たに次に掲げる要件

のいずれにも該当することとなつたもの（イに掲げる車両を除く。）
(1)及び(2) 略

34| 法附則第十五条第十二項 に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

35|
36|
37|
38|
39|
40|
41|
42|
43|
44|
45|
46|
47|
48|
49|
50|
51|
52|
53|
54|
55|
56|
57|
58|
59|
60|
61|
62|
63|
64|
65|
66|
67|
68|
69|
70|
71|
72|
73|
74|
75|
76|
77|
78|
79|
80|
81|
82|
83|
84|
85|
86|
87|
88|
89|
90|
91|
92|
93|
94|
95|
96|
97|
98|
99|
100|

41| 法附則第十五条第十八項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。次項並びに第四十五項第一号及び第

二号において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第四十四項第二号において「中小事業者等」という。）又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものとする。

43|
70| 略

71| 法附則第十五条第二十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、協働防護計画作成事業に係る補助とする。

72| 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた協定特定港湾施設は、同項に規定する基準に適合することにつき国土交通大臣の証明がされたものとする。

73|
75| 略

76| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が同項第一号及び第二号に規定する要件のいずれにも該当することにつき国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

二号において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第四十三項第二号において「中小事業者等」という。）又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものとする。

42|
69| 略

70|
72| 略

77 政令附則第十一条第三十六項第一号に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一 一十一 略

78 政令附則第十一条第三十六項第二号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一 市民緑地が設置される前に比して都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）第二十五条に規定する緑化施設の面積が増加すること。

二 市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設又は設備が新たに整備されること。

三 市民緑地の利活用の促進のための行事等が実施されること。

四 地域住民等が主体となつて又は地域住民等及び市民緑地の設置管理者が連携して管理運営が行われること。

五 その他緑地の量的拡充又は質的向上に資する取組（その効果を認めることができるものに限る。）が実施されること。

79 政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

73 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一 一十一 略

74 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が前項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

75 法附則第十五条第三十三項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

76 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

- 80] 政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 81] 政令附則第十一条第四十二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 82] 法附則第十五条第三十七項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十一条の三各号に掲げるもののうち同令第十一条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。
- 83] 法附則第十五条第三十七項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。
- 84] 政令附則第十一条第四十三項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。
- 一 三 略
- 85] 法附則第十五条第三十八項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十
- 77] 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 78] 政令附則第十一条第四十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 79] 法附則第十五条第三十八項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十一条の三各号に掲げるもののうち同令第十一条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。
- 80] 法附則第十五条第三十八項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。
- 81] 政令附則第十一条第四十四項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。
- 一 三 略
- 82] 法附則第十五条第三十九項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十

五年電波監理委員会規則第十八号) 第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局(無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号) 別表第二号第2注22(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。)とする。

86| 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

87| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第四十五項に規定する都市機能誘導区域(次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。)内において十以上の自転車駐車をういて行うものであること。

二 略

88| 法附則第十五条第三十九項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一及び二 略

89| 法附則第十五条第四十項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市

五年電波監理委員会規則第十八号) 第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局(無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号) 別表第二号第2注22(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。)とする。

83| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

84| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第四十六項に規定する都市機能誘導区域(次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。)内において十以上の自転車駐車をういて行うものであること。

二 略

85| 法附則第十五条第四十項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一及び二 略

86| 法附則第十五条第四十一項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市

河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

90| 法附則第十五条第四十項第二号 に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

91| 法附則第十五条第四十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾における脱炭素化促進事業に係る補助とする。

92| 法附則第十五条第四十二項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、陸上電力供給設備とする。

93| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定めるときは、次に掲げる事項のいずれかについて変更するときとする。

一 法附則第十五条第四十三項に規定する雇用者給与等支給額の引上げの方針

二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第三項第一号及び第二号に掲げる事項（政令附則第十一条第四十六項に規定する先端設備等導入計画を最初に提出した日の属する事業年度が令和六年度であつて、同項に規定する雇用者給与等支給増加割合の算出につき当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額を用いた当該計画に記載されたものに限る。）

94| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める日は、中小企業等経営強化法施行規則第二十六条第一項の規定により同項に規定す

河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

87| 法附則第十五条第四十一項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

88| 法附則第十五条第四十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾における脱炭素化促進事業に係る補助とする。

89| 法附則第十五条第四十三項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、陸上電力供給設備とする。

る申請書を提出した日とする。

95| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 法附則第十五条第四十三項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものであること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得額の合計額

96| 略

97| 政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十三項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十三項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

98| 法附則第十五条第四十四項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

90| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 法附則第十五条第四十四項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものであること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得額の合計額

91| 略

92| 政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十四項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十四項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

93| 法附則第十五条第四十五項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

102 法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、土工、土留擁壁、橋りょう（架け替えられたものを除く。）、落石覆い等設備及びこれらに関連する施設であつて次に掲げる線区に存するものうち、豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

一 一日当たりの片道断面輸送量が一万人未満の線区

二 一日当たりの片道断面輸送量が一万人以上十五万人未満の線区（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に掲げる者が事業の用に供する線区を除く。次号において同じ。）

三 一日当たりの片道断面輸送量が十五万人以上の線区であつて、貨物運送を行う列車又は運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送を行う列車が運行する線区

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の三 政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が同条第四項第一号イに規定する従前所有者等（次

号及び次項において「従前所有者等」という。）から法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合、同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積、政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災

住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合、これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の四第七項第二号に規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項におい

て準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 | 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者	$(1/A) \times (B \times C) / D$ (算式の符号)

イ 平成二十八年度に係る賦課期日におけるその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月十四日以後にその者

- A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額
- B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
- C 当該被災共用土地の面積
- D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十八年四月十三日において有していた当該被災共用土地に

係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当

<p>該被災共用土地に係る 特定共有持分の割合を 合算したものとす。 以下この項において「 相続等に係る特定共有 持分の割合」という。 」を乗じて得た面積が 二百平方メートル以下 となる当該特定共有持 分を有しているもの</p>	
<p>二 次に掲げる各被災共用 土地納税義務者 イ 特例対象者で令和五 年度又は令和六年度に 係る賦課期日において 当該被災共用土地の面 積にその者の当該被災 共用土地に係る共有持 分（平成二十八年四月 十四日以後にその者が 取得した当該被災共用 土地に係る共有持分を 除く。以下このイにお</p>	<p>イ $\frac{(1/A) \times \{B \times (C + 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C) \}}{(E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) \div J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times (E \times G - C) \div (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) \div L) \} \times (1/G)$ ロ $\frac{(1/A) \times ((B \times E) \div J)}{J < E \times (F + H) \text{ である場合には } I \text{ の算式を用い、 } J \geq E \times (F + H) \text{ である場合には } K \text{ の算式を用いる}}$</p>

いて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

。 (算式の符号)

- A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額
- B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
- C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。)
- D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の

従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したものの

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの

I この号イに掲げる被災共用土地

	<p>納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このⅠにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p> <p>Ⅰ 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>Ⅱ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>Ⅲ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p> <p>$(A - (B + C)) / (A \times D)$</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部</p>	

<p>分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 平成二十八年四月十四日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>○ 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>□ この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
--	--

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当

該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもって前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもって同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。

この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係

る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\frac{\alpha \times K + \beta \times (1 - K)}{\text{(算式の符号)}}$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

- 7 | 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成二十八年四月十日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

- 8 | 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の二第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表

の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
$\frac{(1/A) \times ((B \times C) / D)}{D}$	$\frac{(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)}{G}$	
<p>D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p>	<p>D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p>	
	<p>E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p>	
	<p>F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p>	
	<p>G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>	
第五項の表の	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍

	㊦面積
$\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + (2000 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 2000 \text{平方メートル} \times I))) / J) + K \times ((E \times G - C) - (2000 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 2000 \text{平方メートル} \times I))) / L) \times (1/G)}{(1/A) \times ((B \times E) / J)}$	$\frac{(1/A) \times \{ \{ B \times ((C + (2000 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 2000 \text{平方メートル} \times I))) / J) + K \times ((M \times G - C) - (2000 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 2000 \text{平方メートル} \times I))) / L) \} \times (1/G)}{+ N \times ((E - M) / O)}$
$\frac{E \times (F + H)}{M \times (F + H)}$	$\frac{M \times (F + H)}{M \times (F + H)}$
<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
	<p>M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p>
	<p>N 当該被災共用土地に係る</p>

第六項	当該被災共用土地の面積	<p>非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>○ 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p> <p>当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積</p>
-----	-------------	---

9 法附則第十六条の二第八項の規定の適用がある場合における第四項か

ら前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項各号列記以外の部分	第四項	第四項
附則第十六条の二第三項	附則第十六条の二第三項	附則第十六条の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
被災共用土地	被災共用土地	特定仮換地等
同条第一項（同条第二項に	同条第一項（同条第二項に	同条第六項（同条第七項にお

第四項	被災共用土地	において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項
第二号	附則第十六条の二第一項	特定仮換地等 附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項
第五項	被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等の面積 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
分の	附則第十六条の二第三項	附則第十六条の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
同項の	被災共用土地に係る持分の割合	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の
第五項	被災共用土地に係る次の被災共用土地の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合 特定仮換地等に係る次の被災共用土地の面積

の表の 第一号	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特定共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
の表の 第二号	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積

<p>の割合</p> <p>被災共用土地に係る一般住宅用地</p>	<p>係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p>
<p>第五項の表の第三号</p> <p>被災共用土地に係る共有持分</p> <p>被災共用土地に係る固定資産税</p> <p>被災共用土地納税義務者</p> <p>被災共用土地に係る共有持分</p>	<p>特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分</p> <p>特定仮換地等に係る固定資産税</p> <p>特定仮換地等納税義務者</p> <p>特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分</p>
<p>第六項</p> <p>被災共用土地に係る被災区分所有家屋</p> <p>被災共用土地に係る共有持分</p>	<p>特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋</p> <p>特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分</p>
<p>被災共用土地に係る特例適用共有持分</p>	<p>特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分</p>
<p>被災共用土地の面積</p>	<p>特定仮換地等の面積</p>

	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
表の第	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
五項の		
表の第		
二号の	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
表の第	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
六項の		
項		

10) 政令附則第十二条の四第十三項の規定の適用について、同項中被災家

屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床

面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11 政令附則第十二条の四第十五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号及び次号において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋及び当該代替家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が平成二十八年熊本地震により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋が平成二十八年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるものの

ほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第十二条の五第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の四 政令附則第十二条の五第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が平成三十年六月二十七日において共有持分を有していた法附則第十六条の三第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の五第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合、同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等

(これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。)から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積は、従前所有者等が平成三十年六月二十七日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分(次号において「被災住宅用地の全部等」という。)を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の五第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合、これらの規定により前相続人等が従前所有者等(これらの規定により前相続人

等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積に当る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3| 政令附則第十二条の五第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4| 法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及

び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5| 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 平成三十年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号におい	$(1/A) \times (B \times C) / D$ (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

て同じ。)の用に供されてきたものを除く。以下この号及び次号において同じ。)を平成三十年六月二十七日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(同月二十八日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画され

ていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成三十年六月二十七日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等

から特定共有持分を取
得した相続人等を含む
。以下この項において
「相続人等」という。
）で令和五年度又は令
和六年度に係る賦課期
日において当該被災共
用土地の面積にその者
の当該被災共用土地に
係る特定共有持分の割
合（当該相続人等に係
る特例対象者につき相
続人等が複数ある場合
には、当該特例対象者
に係る各相続人等の当
該被災共用土地に係る
特定共有持分の割合を
合算したものとす。
以下この項において「
相続等に係る特定共有
持分の割合」という。
）を乗じて得た面積が
二百平方メートル以下

<p>となる当該特定共有持 分を有しているもの</p>	
<p>二 次に掲げる各被災共用 土地納税義務者</p>	<p>イ $(1/A) \times \{B \times (C + (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) / L) \times (1/G)$</p>
<p>イ 特例対象者で令和五 年度又は令和六年度に 係る賦課期日において 当該被災共用土地の面 積にその者の当該被災 共用土地に係る共有持 分(平成三十年六月二 十八日以後にその者が 取得した当該被災共用 土地に係る共有持分を 除く。以下このイにお いて同じ。)の割合を 乗じて得た面積が二百 平方メートルを超える こととなる当該共有持 分を有しているもの</p>	<p>ロ $(1/A) \times (B \times E) / J$ (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資 産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模 住宅用地である部分に係る固定資 産税の課税標準に相当する額 C 200平方メートル(前号イに</p>
<p>ロ 相続人等で令和五年 度又は令和六年度に係 る賦課期日において当</p>	

該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えるときとなる当該特定共有持分を有しているもの

掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。）

D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該

被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有

	<p>していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの。</p> <p>Ⅰ 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>Ⅱ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>Ⅲ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分(別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。)を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分</p>	<p>$(A - (B + C)) / (A \times D)$ (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和</p>

を取得した者（相続人等を除く。）

6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成三十年六月二十七日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数

値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもって同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の三第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
	$\frac{(1/A) \times ((B \times C))}{D}$	$\frac{(1/A) \times ((B \times E))}{D + F \times ((C - E))}$
		$G)$

	<p>D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p>	<p>D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の1.0倍の面積</p> <p>F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>
<p>第五項の表の第二号</p>	<p>当該被災共用土地の面積</p> $\frac{(1/A) \times \{B \times (C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times (E \times G - C) \}}{(E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)} \div \text{平方メートル} \times (E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times$	<p>当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積</p> $\frac{(1/A) \times \{B \times (C + (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F)) \times (M \times G - C) \}}{(M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)} \div \text{平方メートル} \times (M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F))$

	$\frac{D-E \times F}{-C} \times \left(\frac{E \times G}{E \times H - 200} \right) \div \left(\frac{E \times H - 200}{\text{平方メートル} \times I} \right) \div L$ $\frac{D-E \times F}{-C} \times \left(\frac{E \times G}{E \times H - 200} \right) \div \left(\frac{E \times H - 200}{\text{平方メートル} \times I} \right) \div L \times (1/G)$ $\frac{D-E \times F}{-C} \times \left(\frac{E \times G}{E \times H - 200} \right) \div \left(\frac{E \times H - 200}{\text{平方メートル} \times I} \right) \div L \times (1/G) \times (1/A) \times ((B \times E) \div J)$ $\frac{D-E \times F}{-C} \times (F+H)$	$\frac{M \times (M \times G - C)}{H - 200} \div \left(\frac{M \times G - C}{\text{平方メートル} \times I} \right) \div L \times (1/G)$ $\frac{M \times (M \times G - C)}{H - 200} \div \left(\frac{M \times G - C}{\text{平方メートル} \times I} \right) \div L \times (1/G) \times (1/A) \times ((B \times M) \div J) + N \times ((E - M) \div O)$ $\frac{M \times (M \times G - C)}{H - 200} \div \left(\frac{M \times G - C}{\text{平方メートル} \times I} \right) \div L \times (1/G) \times (1/A) \times ((B \times M) \div J) + N \times ((E - M) \div O) \times (F+H)$
第六項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積
	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p> <p>M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> <p>N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>O 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p> <p>M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> <p>N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>O 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>
	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍	

の面積

9 | 法附則第十六条の三第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項 各号列 記以外 の部分	附則第十六条の三第三項	附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
第四項 第一号	附則第十六条の三第三項	附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
被災共用土地	被災共用土地	特定仮換地等
同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）	同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項	特定仮換地等
被災共用土地	被災共用土地	特定仮換地等
附則第十六条の三第一項	附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項	特定仮換地等
第四項	被災共用土地	特定仮換地等
第二号	附則第十六条の三第一項	附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項

第五項	の表以 外の部 分	第五項 の表の 第一号	
被災共用土地の面積	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分	被災共用土地に係る特定共 有持分
特定仮換地等の面積	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る固定資 産税
同項の	附則第十六条の三第三項	被災共用土地に係る次の	
同条第八項の規定により読み 替えて適用される同条第三項 の	同項の規定により読み 替えて適用される同条第三項 の	被災共用土地に係る持分の 割合	被災共用土地に係る持分の 割合
被災共用土地に係る次の	被災共用土地に係る次の	被災共用土地に係る共有持 分	
特定仮換地等に係る次の	特定仮換地等に係る次の	被災共用土地に係る特定共 有持分	被災共用土地に係る特定共 有持分
特定仮換地等の面積	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分	被災共用土地に係る固定資 産税	
特定仮換地等の面積	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分	被災共用土地に係る固定資 産税	被災共用土地に係る固定資 産税

第五項 の表の 第二号	被災共用土地に係る小規模 住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住 宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持 分	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資 産税	特定仮換地等に係る固定資産 税
	被災共用土地に係る小規模住 宅用地	特定仮換地等に係る小規模住 宅用地
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る同号の 共有持分又は特定共有持分 の割合	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る同号の共有持分又は特定 共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住 宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅 用地
第五項 の表の 第二号	被災共用土地に係る共有持 分	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資 産	特定仮換地等に係る固定資産

	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用	特定仮換地等に係る非住宅用
前項の表の第六項の	被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等の面積 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

10 政令附則第十二条の五第十三項の規定の適用について、同項中被災家

屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11 政令附則第十二条の五第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の五第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条

の三第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋又は被災償却資産が平成三十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の三第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の三 政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において共有持分を有していた法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合

に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第十二条の六第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の五 政令附則第十二条の六第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において共有持分を有していた法附則第十六条の四第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の六第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合

同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定に定める面積は、従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

2 政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 これらの

同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定に定める面積は、従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

2 政令附則第十二条の六第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の六第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 これらの

規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の四第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であった場合には、当該部分の数による。

4 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地」とみなされた土地（「という。」）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土

規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の六第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であった場合には、当該部分の数による。

4 法附則第十六条の四第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の四第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地」とみなされた土地（「という。」）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土

地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 令和二年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘を	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模

地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の四第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 令和二年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘を	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模

住宅用地である部分の面積

いう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に

住宅用地である部分の面積

いう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に

区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下の項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が令和二年七月二日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下の項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定

区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下の項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が令和二年七月二日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下の項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定

により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平

により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平

<p>方メートル以下となる 当該特定共有持分を有 しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用 土地納税義務者 イ 特例対象者で令和七 年度又は令和八年度に 係る賦課期日において 当該被災共用土地の面 積にその者の当該被災 共用土地に係る共有持 分（令和二年七月三日 以後にその者が取得し た当該被災共用土地に 係る共有持分を除く。 以下このイにおいて同 じ。）の割合を乗じて 得た面積が二百平方メ ートルを超えることと なる当該共有持分を有 しているもの ロ 相続人等で令和七年 度又は令和八年度に係</p>	<p>イ $(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) / L) \} \times (1/G)$ ロ $(1/A) \times ((B \times E) / J)$ $J < E \times (F + H)$ である場合には イの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$) である場合にはロの算式を用いる。 。 (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産</p>
<p>方メートル以下となる 当該特定共有持分を有 しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用 土地納税義務者 イ 特例対象者で令和五 年度又は令和六年度に 係る賦課期日において 当該被災共用土地の面 積にその者の当該被災 共用土地に係る共有持 分（令和二年七月三日 以後にその者が取得し た当該被災共用土地に 係る共有持分を除く。 以下このイにおいて同 じ。）の割合を乗じて 得た面積が二百平方メ ートルを超えることと なる当該共有持分を有 しているもの ロ 相続人等で令和五年 度又は令和六年度に係</p>	<p>イ $(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) / L) \} \times (1/G)$ ロ $(1/A) \times ((B \times E) / J)$ $J < E \times (F + H)$ である場合には イの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$) である場合にはロの算式を用いる。 。 (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産</p>

<p>る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超える（以下）なる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。）</p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p> <p>E 当該被災共用土地の面積</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納</p>	<p>る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超える（以下）なる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。）</p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p> <p>E 当該被災共用土地の面積</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納</p>
--	--	--	--

	<p>税義務者の<u>令和7年度又は令和8年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの</p> <p>G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の<u>令和7年度又は令和8年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p> <p>H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の<u>令和7年度又は令和8年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の専部分に独立的に区画されていた専</p>	
	<p>税義務者の<u>令和5年度又は令和6年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの</p> <p>G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の<u>令和5年度又は令和6年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p> <p>H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の<u>令和5年度又は令和6年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の専部分に独立的に区画されていた専</p>	

	<p>有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p> <p> J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積 </p>	
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分(別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。)を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 令和二年七月三日以後に当該被災共用土地</p>	<p>(A - (B + C)) / (A × D) (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p>	<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分(別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。)を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 令和二年七月三日以後に当該被災共用土地</p>
	<p>有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p> <p> J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積 </p>	<p>(A - (B + C)) / (A × D) (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p>

<p>に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和7年度又は令和8年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
--------------------------------	---

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分」に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「特定割合」という。）に当該人

<p>に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
--------------------------------	---

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分」に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「特定割合」という。）に当該人

の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもって前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもって同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和七年度の令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもって前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもって同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

Ⅰ 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の二第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

略

9 法附則第十六条の二第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

Ⅰ 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の四第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

略

9 法附則第十六条の四第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

に掲げる字句とする。

第四項 各号列 記以外 の部分	附則第十六条の二第三項		附則第十六条の二第八項の規 定により読み替えて適用され る同条第三項	
	第四項 第一号	附則第十六条の二第三項	被災共用土地	同条第六項（同条第七項にお いて準用する場合を含む。次 号において同じ。）の規定に より読み替えて適用される同 条第一項
第五項 の表以 外の部 分	被災共用土地の面積		特定仮換地等の面積	
	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋
附則第十六条の二第三項	附則第十六条の二第一項	被災共用土地	被災共用土地	被災共用土地

に掲げる字句とする。

第四項 各号列 記以外 の部分	附則第十六条の四第三項		附則第十六条の四第八項の規 定により読み替えて適用され る同条第三項	
	第四項 第一号	附則第十六条の四第三項	被災共用土地	同条第六項（同条第七項にお いて準用する場合を含む。次 号において同じ。）の規定に より読み替えて適用される同 条第一項
第五項 の表以 外の部 分	被災共用土地の面積		特定仮換地等の面積	
	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋
附則第十六条の四第三項	附則第十六条の四第一項	被災共用土地	被災共用土地	被災共用土地

略	被災共用土地に係る次の割合	被災共用土地に係る持分の割合	同項の	定により読み替えて適用される同条第三項
	被災共用土地に係る次の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項

10| 政令附則第十二条の四第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11| 政令附則第十二条の四第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所

略	被災共用土地に係る次の割合	被災共用土地に係る持分の割合	同項の	定により読み替えて適用される同条第三項
	被災共用土地に係る次の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項

在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の第二十項又は第二十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋又は被災償却資産が令和二年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の第二十項又は第二十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号まで又は同条第十

五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法)

第八条の四の二 法附則第三十条の三第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより直接加熱することは、当該加熱式たばこに係る喫煙用具の熱源を用いて当該葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。次条第一号において同じ。)を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによるものとする。

(加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲)

第八条の四の三 法附則第三十条の三第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルター(当該フィルターに次に掲げるものが含まれている場合には、これらのものを除く。)のほか、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 葉たばこ
- 二 加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物
- 三 前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの

(福島県双葉郡檜葉町等に係るたばこ消費基礎人口の算定の特例)

(福島県双葉郡檜葉町等に係るたばこ消費基礎人口の算定の特例)

第八条の四の四 略

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 略

2及び3 略

(二千二十七年国際園芸博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十条 法附則第七十八条第一項第三号ロに規定する総務省令で定める

外国法人は、同号イに規定する公式参加者の同号ロに規定する博覧会関連業務を行う同号に規定する外国法人で、二千二十七年国際園芸博覧会特別規則(二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法(令和六年法律第十一号)第三条に規定する二千二十七年国際園芸博覧会一般規則の規定に基づいて制定された規則をいう。)の定めるところにより、当該公式参加者により当該公式参加者に係る陳列区域政府委員事務所として同項第二号に規定する博覧会協会に対して通知されたものとする。

2 政令附則第四十条第十項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の者が他方の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理

第八条の四の二 略

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 略

2及び3 略

4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

- 人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。）の引受けを行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）を含む。）を含む。以下この項、次項及び第四項において同じ。）の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この項、次項及び第四項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係
- 二 二の法人が同一の者によりそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者により直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）
- 3| 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。
- 4| 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のい

れにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。以下この号及び次号において同じ。）である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が前項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人により保有されているものに限る。）により保有されている場合に限る。） 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

第三項の規定は、第二項第二号の直接又は間接に保有される関係の判

定について準用する。

- 6| 政令附則第四十条第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項に規定する総務省令で定める事業は、物品販売業、飲食店業（法附則第七十八条第一項第二号に規定する博覧会協会に勤務する者、同項第四号に規定する参加国等の代表等若しくは同項第五号に規定する参加者に勤務する者のみを対象とするもの又は無償で飲食物を提供するものを除く。）、行事の実施に係る事業（同項第三号に規定する参加国等又は同項第五号に規定する参加者が入場料金を設定するものに限る。第九項において同じ。）その他営利を目的とする事業とする。

- 7| 法附則第七十八条第七項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、同項に規定する契約の契約書の写しを道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。

- 8| 法附則第七十八条第十項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋及び償却資産は、同項に規定する契約の契約書の写しを市町村長に提出することにより証明がされた家屋及び償却資産とする。

- 9| 政令附則第四十条第十七項に規定する総務省令で定める事業は、物品販売業、飲食店業（法附則第七十八条第一項第四号に規定する参加国等の代表等若しくは同項第五号に規定する参加者に勤務する者のみを対象とするもの又は無償で飲食物を提供するものを除く。）、行事の実施に係る事業その他営利を目的とする事業とする。

第四十四号様式（第二十四条の二十九関係）

第44号様式別表2記載要領

第四十四号様式（第二十四条の二十九関係）

第44号様式別表2記載要領

<p>1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の34又は法附則第32条の3、<u>第32条の4若しくは第78条第12項</u>の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2～7 略</p>	<p>1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の34又は法附則第32条の3、<u>若しくは第32条の4（事業所税の非課税の範囲）</u>の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2～7 略</p>
---	--

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）（附則第四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（みなし外国税額の控除の申告手続等）</p> <p>第十条 居住者又は内国法人が所得税法第九十五条、法人税法第六十九条又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の三、第五十三条第三十八項、第三百十四条の八若しくは第三百二十一条の八第三十八項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による外国税額の控除を受けようとする場合において、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額、法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額、地方税法第三十七条の三若しくは第三百十四条の八に規定する外国の所得税等の額又は同法第五十三条第三十八項若しくは第三百二十一条の八第三十八項に規定する外国の法人税等の額のうちにみなし外国税額があるときは、次に掲げる書類には、控除を受けるべきみなし外国税額の計算の明細を記載した書類及び当該みなし外国税額を証明する書類を含むものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 地方税法施行令第九条の七第二十七項又は第四十八条の十三第二十八項（同令第五十七条の二において準用する場合を含む。）の規定により地方税法第五十三条第一項、第三十四項若しくは第三十五項若し</p>	<p>（みなし外国税額の控除の申告手続等）</p> <p>第十条 居住者又は内国法人が所得税法第九十五条、法人税法第六十九条又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の三、第五十三条第三十八項、第三百十四条の八若しくは第三百二十一条の八第三十八項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による外国税額の控除を受けようとする場合において、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額、法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額、地方税法第三十七条の三若しくは第三百十四条の八に規定する外国の所得税等の額又は同法第五十三条第三十八項若しくは第三百二十一条の八第三十八項に規定する外国の法人税等の額のうちにみなし外国税額があるときは、次に掲げる書類には、控除を受けるべきみなし外国税額の計算の明細を記載した書類及び当該みなし外国税額を証明する書類を含むものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 地方税法施行令第九条の七第二十九項又は第四十八条の十三第三十項（同令第五十七条の二において準用する場合を含む。）の規定により地方税法第五十三条第一項、第三十四項若しくは第三十五項若し</p>

くは第三百二十一条の八第一項、第三十四項若しくは第三十五項（これらの規定を同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）。の規定による申告書又は同法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に添付すべき書類

くは第三百二十一条の八第一項、第三十四項若しくは第三十五項（これらの規定を同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）。の規定による申告書又は同法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に添付すべき書類